

## 勤労者互助会とは……

辰野町勤労者互助会は、町内の事業所等に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生増進を図る目的で設立されているものです。会員相互による共済事業や、労働金庫利用による生活資金の斡旋事業など、中小企業の労働者が、楽しく安心して働ける職場環境を築くことは、企業の振興発展に大きく寄与します。この機会にひとりでも多くの皆さんの加入をお願いいたします。

## 入会できる方……

辰野町内の事業所等に勤務している方、または町内に住んでいて他の市町村の事業所で働いている方が入会できます。また、勤労者であれば個人でも入会できますが、臨時従業員などは加入できません。



## 入会金・会費

入会金 一人200円  
会費 一人月額300円

会費の納入は、6ヶ月分ずつ年2回（9月・3月）に納めていただきます。会費を事業主負担にさせていただきますと、従業員福利厚生費として非課税になります。

口座振替をご利用いただくと、毎月22日に引き落させていただきます。入会申し込みの際、手続きをお願いいたします。

## 事業内容

- ・共済給付事業 全労済との共済契約に基づき、会員の結婚、子の出生、小学校入学祝金、銀婚祝金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金を給付します。
- ・融資斡旋事業 長野県労働金庫と協調して会員の皆さんに低利の融資を行っています。
- ・福利厚生事業 会員の親睦を図るため、バス旅行（観劇・野球観戦）・ボーリング大会などを行っています。  
また、町内の入浴施設の無料券を配布しています。

## 共 済 給 付 一 覧 表

(別表 1)

適 用	共 済 事 由		共 済 内 容		
			給付金計	慶弔共済	附加給付
結婚	会員の結婚（内縁含まず）		10,000	10,000	
銀婚	会員の銀婚（25年）		5,000		5,000
出生	会員の出生		7,000	6,000	1,000
就学	会員の子の小学校入学		5,000	3,000	2,000
傷	休業14日以上	交通事故による	7,000	5,000	2,000
		その他の原因による	7,000	5,000	2,000
	休業30日以上	交通事故による	13,000	10,000	3,000
		その他の原因による	13,000	10,000	3,000
	休業60日以上	交通事故による	20,000	15,000	5,000
		その他の原因による	20,000	15,000	5,000
病	休業90日以上	交通事故による	23,000	20,000	3,000
		その他の原因による	23,000	20,000	3,000
	休業120日以上	交通事故による	28,000	25,000	3,000
		その他の原因による	28,000	25,000	3,000
住 宅 災 害	火 災 等	全焼・全壊	300,000	300,000	
		半焼・半壊	15万~27万	15万~27万	
		一部焼・一部破壊	2千~9万	2千~9万	
	自 然 災 害	全壊・流失	90,000	90,000	
		半 壊	45,000	45,000	
		床上浸水	3千~45千	3千~45千	
		一部損壊	3千~9千	3千~9千	
	同居親族の住宅災害による死亡（1人）		20,000	20,000	

適用	共 済 事 由		共 済 内 容			
			給付金計	慶弔共済	附加給付	
死	70才以下の健康な人	交通事故死亡	1,050,000	1,050,000		
		不慮の事故死亡	550,000	550,000		
		その他の死亡	300,000	300,000		
	70才以下の非正常就業の会員の2年以内の死亡	交通事故死亡	1,050,000	1,050,000		
		不慮の事故死亡	550,000	550,000		
		その他の死亡	300,000	300,000		
	亡	71才以上の人	交通事故死亡	900,000	900,000	
			不慮の事故死亡	400,000	400,000	
			その他の死亡	150,000	150,000	
配偶者の死亡		50,000	50,000			
子の死亡		20,000	20,000			
親の死亡		7,000	5,000	2,000		
疾	70才以下の健康な人	交通事故による障害	3万~105万	3万~105万		
		不慮の事故の重度障害	1万~55万	1万~55万		
		その他の重度障害	300,000	300,000		
	70才以下の非正常就業の会員の2年以内の死亡	交通事故による障害	3万~105万	3万~105万		
		不慮の事故の重度障害	1万~55万	1万~55万		
		その他の重度障害	300,000	300,000		
	71才以上の人	交通事故による障害	3万~90万	3万~90万		
		不慮の事故の重度障害	1万~40万	1万~40万		
		その他の重度障害	150,000	150,000		
永年会員給付（在会年数5年毎とする。但し、この期間中に附加給付がある他の共済金を受けた会員については附加給付分を除いた額とする。）			5,000		5,000	